

決めました！

条例等の主なもの

●大崎町職員の給与に関する条例の一部改正
人事院勧告に基づき大崎町職員の給料月額等の改定を行うための一部改正。

●大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
人事院勧告に基づき町長、副町長、教育長及び町議会議員の期末手当の支給率の改定を行うための一部改正。

●大崎町町税条例の一部改正
外国居住者等所得相互免除法の一部改正に伴い、外国居住者等の利子及び配当額に係わる所得の課税の特例について条例を整備するための一部改正。

●大崎町国民健康保険税条例の一部改正
外国居住者等所得相互免除法の一部改正に伴い、同法に規定する利子等の所得を有する世帯に係る保険税の課税の特例について条例を整備するための一部改正。

●大崎町農業委員会委員の選考委員会に関する条例制定
農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選挙による公選制が廃止され、推薦及び募集を行ったうえで選考委員会で選考された候補者を議会の同意を得て、町長が任命するための、選考委員会の設置に関する条例制定。

●大崎町と鹿屋市との間における曾於南部地区国営造成施設管理体整備促進事業「管理体制整備型」の事務の受託について（議案第58号）

●大崎町と志布志市との間における曾於南部地区国営造成施設管理体整備促進事業「管理体制整備型」の事務の受託について（議案第59号）
議案第58号及び議案第59号について、大崎町と鹿屋市並びに大崎町と志布志市との間で規約を定め、曾於南部地区国営造成施設管理体整備促進事業「管理体制整備型」の事務の一部を、大崎町が鹿屋市及び志布志市と受託することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるもの。

●土地改良事業計画の変更について
事業の名称 農地耕作条件改善事業（旧農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備））

施行場所 大崎町大字持留
計画変更の要件 事業費の変更
当初事業費 1億8800万0000円
変更事業費 1億9087万8000円

次の条例を修正可決

●大崎町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選挙による公選制が廃止され、推薦及び募集を行ったうえで選考委員会で選考された候補者を議会の同意を得て、町長が任命することとなったこと。且つ、農地利用最適化推進委員が新たに設けられたことによる条例制定。